

庄原市物価高対応子育て応援手当支給事業実施要綱

令和7年12月26日告示第138号

(趣旨)

第1条 この要綱は、物価高の影響が長期化する中、特に、その影響を強く受けている子育て世帯を力強く支援し、子どもたちの健やかな成長を応援するための措置として、「物価高対応子育て応援手当の支給について」(令和7年12月16日付けこ成環第769号ことども家庭庁成育局長通知)の別紙「物価高対応子育て応援手当支給要領」に基づき、庄原市物価高対応子育て応援手当を支給することに関し、必要な事項を定めるものとする。

(支給対象者)

第2条 市は、次の各号のいずれかに該当する児童手当の受給者等（以下「支給対象者」という。）に対し、庄原市物価高対応子育て応援手当（以下「子育て応援手当」という。）を支給する。

- (1) 令和7年9月分（令和7年9月に出生した児童については、令和7年10月分とする。以下同じ。）の児童手当法（昭和46年法律第73号。以下「法」という。）による児童手当（以下「児童手当」という。）の受給者
 - (2) 令和7年9月30日（以下「基準日」という。）の翌日以後令和8年3月31日までに出生した児童（以下「新生児」という。）の父母等（法第4条第1項に規定する父母等をいう。）、新生児が委託されている小規模住居型児童養育事業を行う者若しくは里親（以下「里親等」という。）又は新生児が入所若しくは入院をしている障害児入所施設等（法第4条第1項第4号に規定する障害児入所施設等をいう。）の設置者
 - (3) 第1号の受給者の配偶者であって、基準日の翌日以後令和8年3月31日までに離婚（離婚調停中その他これらに準ずる者を含む。）により新たに児童手当の受給者となった者。ただし、第1号の受給者から子育て応援手当に相当する額の金銭等を受け取っていた場合、又は、当該受給者が、子育て応援手当に相当する額の金銭等を子育て応援手当の目的のために費消していた場合を除く。
- 2 前項の規定にかかわらず、子育て応援手当は、次の表の左欄に掲げる場合について、それぞれ同表右欄に掲げる者に対して支給する。ただし、既に前項に規定する者（以下「受給者等」という。）に対して子育て応援手当の支給が決定されている場合には、この限りでない。

| | |
|--|---|
| (1) 受給者等死亡の場合 基準日後、支給決定前までの間に前項に規定する受給者等が死亡した場合（この項の規定により子育て応援手当を支給される者が、子育て応援手当の支給が決定される前に死亡した場合を含む。） | 左欄に掲げる者が死亡した日の属する月の翌月分の、当該死亡した者に係る支給要件児童（法第4条第1項第1号に規定する支給要件児童をいう。）に係る児童手当の支給を受ける者その他これに準ずるものとして適當と認められる者 |
|--|---|

| | |
|---|---|
| (2) 施設入所等児童であることが事後に判明した場合 基準日後、支給決定前までの間に、受給者等に係る児童が施設入所等児童(法第4条第1項第4号に規定する施設入所等児童をいう。以下同じ。)であることを市が把握した場合 | 左欄に掲げる施設入所等児童が委託されている里親等、又は、左欄に掲げる施設入所等児童が入所若しくは入院をしている障害児入所施設等の設置者(以下「施設等受給資格者」という。) |
| (3) 家庭内暴力事案の場合 基準日後、支給決定前までの間に、受給者等からの暴力を理由に避難し、当該受給者等と生計を別にしている当該受給者等の配偶者(現に次条に定める対象児童を監護し、かつ、これと生計を同じくする者に限る。)がその避難先の市町村において、当該対象児童に係る法第7条第1項の規定による認定の請求をし、当該避難先の市町村による当該認定の請求に関する通知が市に到達した場合 | 左欄に掲げる当該受給者等の配偶者 |

(子育て応援手当の支給等)

第3条 支給対象者に対して支給する子育て応援手当の金額は、子育て応援手当の支給額の算定の基礎となる児童(以下「対象児童」という。)1人につき2万円とする。

2 対象児童は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

(1) 令和7年9月分(令和7年9月に出生した児童の場合は10月分)の児童手当に係る児童

(2) 基準日の翌日から令和8年3月31日までの間に出生した児童

(一般支給対象者に対する支給の通知等)

第5条 市は、一般支給対象者(第2条第1項第1号に掲げる支給対象者のうち、法第17条第1項に規定する公務員を除いた者をいう。以下同じ。)に対し、子育て応援手当の支給の通知を行うものとする。

2 一般支給対象者は、前項の通知を受けたときは、子育て応援手当の受給の拒否を子育て応援手当受給拒否の届出書(様式第1号)により届け出ることができる。

3 市長は、令和8年1月15日までに前項の届出がないときは、速やかに支給を決定し、一般支給対象者に対し、子育て応援手当を支給する。

(一般支給対象者に対する支給の方式)

第6条 一般支給対象者に対する市による支給は、第1号に掲げる方式により行う。ただし、令和7年9月分(令和7年9月に出生した児童については、令和7年10月分)の児童手当の支給に当たって指定していた口座等を解約等しており、子育て応援手当の支給に支障が生じる恐れがある場合に限り第2号に掲げる支給方式を、申請者が金融機関に口座を開設していないこと、金融機関から著しく離れた場所に居住していることその他

第1号又は第2号に掲げる方式による支給が困難な場合に限り第3号に掲げる支給方式を行う。

- (1) 児童手当口座振込方式 市が把握する児童手当振込時における指定口座に振り込む方式
- (2) 指定口座振込方式 前条第3項の支給決定前までに前号の指定口座の変更を届け出、市が当該届出を受けた指定口座に振り込む方式
- (3) 窓口現金受領方式 前条第3項の支給決定前までに第1号の口座の解約等を届け出、市が当該窓口で現金を交付することにより支給する方式
(公務員支給対象者に係る申請受付開始日及び申請期限)

第7条 公務員支給対象者（第2条第1項第1号に掲げる支給対象者のうち、法第17条第1項に規定する公務員をいう。以下同じ。）に対して支給する子育て応援手当に係る市の申請受付開始日は、令和8年1月21日とする。

2 申請期限は、やむを得ない場合を除き、令和8年3月31日とする。

（出生児童支給対象者に係る申請期限等）

第8条 出生児童支給対象者（第2条第1項第2号に掲げる支給対象者をいう。以下同じ。）に対して支給する子育て応援手当については、当該者からの、新生児に係る出生届の提出を受ける際に子育て応援手当の支給申請が必要である旨を伝えるものとする。

2 申請期限は、やむを得ない場合を除き、令和8年5月29日までとする。

3 前2項の規定にかかわらず、市長は、出生児童支給対象者のうち、児童手当の受給記録等を基に子育て応援手当の支給が可能と認める出生児童支給対象者に対し、一般支給対象者に対する支給の手続に準じて、子育て応援手当を支給することができる。

（離婚等支給対象者に係る申請期限等）

第9条 離婚等支給対象者（第2条第1項第3号に掲げる支給対象者をいう。以下同じ。）に対して支給する子育て応援手当については、当該者からの、支給対象児童に係る児童手当の申請を受ける際に子育て応援手当の支給申請が必要である旨を伝えるものとする。

2 申請期限は、やむを得ない場合を除き、令和8年5月29日までとする。

（公務員支給対象者、出生児童支給対象者及び離婚等支給対象者に係る申請及び支給の方式）

第10条 公務員支給対象者、出生児童支給対象者（第8条第3項に規定する者を除く。）及び離婚等支給対象者（以下「公務員支給対象者等」という。）は、子育て応援手当の支給を受けようとするときは、子育て応援手当申請書（様式第3号。以下「申請書」という。）を市長に提出しなければならない。

2 公務員支給対象者等による申請及び市による支給は、次の各号に掲げる方式のいずれかにより行う。この場合において、第3号に掲げる方式は、申請者が金融機関に口座を開設していないこと、金融機関から著しく離れた場所に居住していることその他第1号又は第2号に掲げる方式による支給が困難な場合に限り行うものとする。

(1) 郵送申請方式 申請者が申請書を郵送により市に提出し、市が当該申請者から指定された金融機関の口座に振り込む方式

(2) 窓口申請方式 申請者が申請書を市の窓口に提出し、市が当該申請者から指定された金融機関の口座に振り込む方式

(3) 窓口現金受領方式 申請者が申請書を郵送により、又は市の窓口に提出し、市が当該窓口で現金を交付することにより支給する方式

3 市長は、第1項の規定による申請の際、必要に応じて、公的身分証明書の写し等を提出させ、又は提示されること等により、当該申請者の本人確認を行う。

(代理による申請)

第11条 代理により前条第1項の申請を行うことができる者は、当該申請者の指定した者であると認められる者その他市長が別に定める方法により適當と認める者とする。

(公務員支給対象者等に対する支給の決定)

第12条 市長は、第10条第1項の規定により申請があったときは、速やかに内容を確認の上、支給を決定し、当該公務員支給対象者等に対し、子育て応援手当を支給する。

(子育て応援手当の支給等に関する周知)

第13条 市長は、子育て応援手当の支給に当たり、支給対象者及び対象児童の要件、申請の方法、申請受付開始日等の事業の概要について、広報その他の方法による住民への周知を行う。

(申請が行われなかった場合等の取扱い)

第14条 市長が前条の規定による周知を行った（同項の規定に準じて支給決定を行った場合を含む。）にもかかわらず、公務員支給対象者等から第7条から第9条の申請期限までに第10条第1項の申請が行われなかった場合、当該公務員支給対象者等が子育て応援手当の支給を受けることを辞退したものとみなす。

2 市長が第5条第3項の規定による支給決定を行った後、市が把握する児童手当振込時における指定口座（支給前までに指定口座の変更を届け出ている場合は、当該届出をした指定口座とする。）に子育て応援手当として支給を行う手続を行ったにもかかわらず、令和8年4月30日までに指定口座への振込みが口座の解約、変更等によりできない場合は、当該支給対象者が子育て応援手当の支給を受けることを辞退したものとみなす。

3 市長が第12条の規定による支給決定を行った後、申請書の不備による振込不能等があり、市が確認等に努めたにもかかわらず、申請書の補正が行われないことその他支給対象者の責に帰すべき事由により支給ができなかったときは、当該申請は取り下げられたものとみなす。

(不当利得の返還)

第15条 市長は、子育て応援手当の支給を受けた後に支給対象者の要件に該当しなくなつた者又は偽りその他不正の手段により子育て応援手当の支給を受けた者に対し、支給を行つた子育て応援手当の返還を求める。

(受給権の譲渡又は担保の禁止)

第16条 子育て応援手当の支給を受ける権利は、譲り渡し、又は担保に供してはならない。

(その他)

第17条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、令和8年1月5日から施行する。

(失効)

2 この告示は、令和9年3月31日限り、その効力を失う。ただし、令和9年3月31日までにこの告示の規定により支給決定したものについてなされた処分、手続その他の行為及び第14条から第16条までの規定については、なおその効力を有する。

附 則（令和8年1月6日告示第1号）

この告示は、令和8年1月7日から施行する。